

# 名古屋港管理組合公報

平成25年7月1日

(月曜日)

第 518 号

目次	
○職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合事務局組織規則等の一部を改正する規則	1
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	3
○住居手当規則の一部を改正する規則	3
○単身赴任手当規則の一部を改正する規則	3
○職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表	4
○名古屋港管理組合事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する規程	10
○近藤隆之	11
○6月定例名古屋港管理組合議会の結果	11
○名古屋港管理組合副管理者の任期満了	12

## 条 例

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十五年七月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合条例第八号

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第二号中「にいう」を「第一条に規定する」に改め、同項に次の一号を加える。

三 退職の日又はその翌日に人事交流（管理者が定めるものに限る。）により引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）となつたとき。ただし、その者の職員としての勤続期間が、国の退職手当に関する規定により国家公務員としての勤続期間に連算されることに定められていないときは、この限りでない。

第七条第五項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

四 国家公務員が、人事交流（管理者が定めるものに限る。）により引き続き職員となつた場合における国の退職手当に関する規定によりこの条例に規定する退職手当に相当する給付の算定の基礎となる在職期間

第七条第六項中「、当該地方公共団体」を「は当該地方公共団体から、同項第四号の場合においては国」に改める。

第八条第一項中「（昭和二十八年法律第百八十二号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

名古屋港管理組合事務局組織規則等の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十五年七月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合規則第六号

名古屋港管理組合事務局組織規則等の一部を改正する規則

（名古屋港管理組合事務局組織規則の一部改正）

第一条 名古屋港管理組合事務局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「担当部長」を「理事、担当部長」に改め、同条第四項中「参事」を「理事若しくは参事」に改める。

（名古屋港管理組合公印規則の一部改正）

第二条 名古屋港管理組合公印規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

部(室)長印	れい書	方23	名古屋港 管理組合 (何)部(室)長印	一般文書用
--------	-----	-----	---------------------------	-------

を

部(室)長印	れい書	方23	名古屋港 管理組合 (何)部(室)長印	一般文書用
理事印	れい書	方23	名古屋港 管理組合 (何)部(室)理事印	一般文書用

に改める。

(管理職手当規則の一部改正)

第三条 管理職手当規則(昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。  
別表管理者の事務部局の項中「及び室長」を「、室長及び理事」に改める。

(職員の仕事の設置に関する規則の一部改正)

第四条 職員の仕事の設置に関する規則(昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「冠したもの( )の下に「理事、」を加え、同項第一号中「室長」の下に「、理事」を加える。  
第四条中「参事」を「理事若しくは参事」に改める。

別表第四中

参事	特に管理者が命ずる事務を掌理する。
----	-------------------

を

理事	特に管理者が命ずる部又は室全般に係る事務を掌理する。
参事	特に管理者が命ずる事務を掌理する。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十五年七月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合規則第七号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和三十一年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「昭和三十一年名古屋港管理組合規則第四号」の下に「。以下「退職手当規則」という。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 国家公務員で退職手当規則第三条第五項に規定する事由に該当して職員となることとなる者

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年七月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

**名古屋港管理組合規則第八号**

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号」の下に「。以下「退職手当規則」という。」を加え、同条に次の一号を加える。

五 国家公務員で退職手当規則第三条第五項に規定する事由に該当して職員となることとなる者

第二十四条第一項に次の一号を加える。

五 退職手当規則第一条に規定する事由に該当して国家公務員となつた者

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年七月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

**名古屋港管理組合規則第九号**

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項中「名古屋市の職員又は」を「名古屋市の職員、」に改め、「規定する者」の下に「又は国家公務員」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

単身赴任手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年七月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

**名古屋港管理組合規則第十号**

単身赴任手当規則の一部を改正する規則

単身赴任手当規則（平成二年名古屋港管理組合規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第七号中「名古屋市の職員又は」を「名古屋市の職員、」に改め、「規定する者」の下に「又は国家公務員」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年七月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

**名古屋港管理組合規則第十一号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第二号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（人事交流の範囲）

**第一条** 職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第二号。以下「条例」という。）第二条第二項第三号に規定する「管理者が定めるもの」とは、国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて再び国家公務員となつたものとする。

第三条第一項中「の各号」を削り、同条第三項中「第六十八条第一項」を「第百四条」に改め、同条に次の一項を加える。

5 条例第七条第五項第四号に規定する「管理者が定めるもの」とは、国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつたものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 名古屋港管理組合告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

平成25年7月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

#### 1 事業の概況

##### (1) 経營業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量		
上 屋 運 営 事 業	562,370,200 <sup>円</sup>	一般使用	23棟	( 91,093㎡)
		専用使用	18棟	( 39,186㎡)
貯 木 場 運 営 事 業	140,829,316	一般使用	1 場所	( 503,450㎡)
		専用使用	7 場所	( 995,430㎡)
荷 役 機 械 運 営 事 業	527,084,985		10基	

（注）提供施設量は、平成25年3月31日現在の数量であり、面積は、有効面積である。

##### (2) 建設改良事業

###### ア 上屋整備事業

稲永ふ頭北3号上屋受変電設備改修工事を施工し、金城ふ頭5号上屋屋根裏改修工事を施工中である。

###### イ 荷役機械整備事業

飛鳥ふ頭南3号起重機改修工事を施工し、飛鳥ふ頭変電所第2期電圧変動補償装置の改修工事に着手した。

#### 2 経理の状況

##### (1) 平成24年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
(収益的収入及び支出) 施設運営事業収益 施設運営事業費用	2,484,000,000 2,490,237,000	2,589,089,823 <sup>円</sup> 2,322,390,764 <sup>円</sup>	
(資本的収入及び支出) 資 本 的 収 入 資 本 的 支 出	14,195,000 1,031,000,000	14,175,000 996,856,306	資本的収入額が資本的支出額に不足する額982,681,306円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,411,905円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,101,945円及び過年度分損益勘定留保資金958,167,456円で補てんした。

## (2) 施設運営事業会計合計残高試算表

平成25年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
11,635,560,998 <sup>円</sup>	33,431,951,328 <sup>円</sup>	1,059,636,256 <sup>円</sup>	固 定 資 産	1,158,302,070 <sup>円</sup>	21,796,390,330 <sup>円</sup>	
11,580,029,578	33,375,008,257	1,059,636,256	有形固定資産	1,156,890,419	21,794,978,679	
55,531,420	56,943,071		無形固定資産	1,411,651	1,411,651	
3,587,519,145	9,715,779,111	2,733,910,039	流 動 資 産	2,645,545,813	6,128,259,966	
3,319,167,269	6,285,197,458	1,304,086,692	現金・預金	1,200,195,835	2,966,030,189	
245,961,876	3,266,428,367	1,317,948,870	未 収 金	1,304,086,692	3,020,466,491	
5,370,000	6,722,809		貯 蔵 品	1,352,809	1,352,809	
15,620,000	48,167,500	15,620,000	前 払 金	32,547,500	32,547,500	
1,400,000	109,262,977	96,254,477	その他流動資産	107,362,977	107,862,977	
	3,114,090,895	1,333,290,698	流 動 負 債	1,932,952,204	3,815,864,713	701,773,818
	2,964,638,814	1,200,195,835	未 払 金	1,801,153,814	3,649,829,935	685,191,121
	149,452,081	133,094,863	その他流動負債	131,798,390	166,034,778	16,582,697
	422,795,678	213,373,221	資 本 金		8,806,895,400	8,384,099,722
			自己資本金		8,173,110,915	8,173,110,915
	422,795,678	213,373,221	借入資本金		633,784,485	210,988,807
			剰 余 金		5,911,948,968	5,911,948,968
			資本剰余金		5,600,930,909	5,600,930,909
			利益剰余金		311,018,059	311,018,059
	117,181,647	117,167,151	施設運営事業収益	1,303,316,304	2,589,104,319	2,471,922,672
	117,165,242	117,150,746	営 業 収 益	1,297,231,714	2,581,196,808	2,464,031,566
	16,405	16,405	営 業 外 収 益	6,084,590	7,907,511	7,891,106
2,246,665,037	2,309,706,553	1,645,738,217	施設運営事業費用	62,999,191	63,041,516	
2,193,128,114	2,256,169,203	1,637,730,242	営 業 費 用	62,998,764	63,041,089	
19,962,507	19,962,934	8,007,975	営 業 外 費 用	427	427	
33,574,416	33,574,416		特 別 損 失			
17,469,745,180	49,111,505,212	7,103,115,582	合 計	7,103,115,582	49,111,505,212	17,469,745,180

## 3 平成25年度予算の概要

## (1) 経營業務

各事業の収益予定額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量		
上 屋 運 営 事 業	1,047,750,000 <sup>円</sup>	一般使用	23棟	( 91,093 <sup>m<sup>2</sup></sup> )
貯 木 場 運 営 事 業	370,054,000	専用使用	18棟	( 39,186 <sup>m<sup>2</sup></sup> )
荷 役 機 械 運 営 事 業	1,019,195,000	一般使用	1 場所	( 503,450 <sup>m<sup>2</sup></sup> )
		専用使用	7 場所	( 995,430 <sup>m<sup>2</sup></sup> )
			10基	

(注) 面積は、有効面積である。

## (2) 建設改良事業

## ア 上屋整備事業

金城ふ頭6号上屋屋根裏の改修に着手するものである。

## イ 貯木場整備事業

木場金岡ふ頭貯木場こう門受変電設備の改修を行うものである。

## ウ 荷役機械整備事業

飛鳥ふ頭北4号起重機電気設備の改修を行うものである。

## (3) 平成25年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 41棟	一般使用許可面積	91,093 <sup>平方メートル</sup>
		専用使用許可面積	39,186 <sup>平方メートル</sup>
	貯 木 場 8 場所	一般使用許可面積	503,450 <sup>平方メートル</sup>
		専用使用許可面積	995,430 <sup>平方メートル</sup>
	荷 役 機 械 10基	使 用 時 間	10,393 <sup>時間</sup>
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事	1,006,900 <sup>千円</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	施設運営事業収益	2,544,000千円
第1項	営業収益	2,540,741千円
第2項	営業外収益	3,239千円
第3項	特別利益	20千円
支 出		
第1款	施設運営事業費用	2,511,000千円
第1項	営業費用	2,451,636千円
第2項	営業外費用	41,010千円
第3項	特別損失	8,354千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額894,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,000千円及び過年度分損益勘定留保資金861,970千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	30千円
第1項	固定資産売却代金	10千円
第2項	寄附金	10千円

第3項	その他資本的収入	10千円
	支 出	
第1款	資本的支出	895,000千円
第1項	建設改良費	683,700千円
第2項	固定資産購入費	310千円
第3項	企業債償還金	210,990千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上屋整備費	平成26年度	119,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	432,161千円
-------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

### 名古屋港管理組合理立事業会計の業務の状況

#### 1 事業の概況

##### (1) 経營業務

この期間中の収入は、受取利息、埋立地貸付料等による126,349,996円である。

これに対する支出は、一般管理費、維持補修費、一般会計負担金等の161,381,690円である。

##### (2) 造成事業

###### ア 南部地区事業

この期間における事業の概要は、橋梁点検調査を行った。

###### イ 西部地区事業

この期間における事業の概要は、西部第2貯木場跡地において用地整備工事を行った。

###### ウ 南5区事業

この期間における事業の概要は、橋梁点検調査を行った。

#### 2 経理の状況

##### (1) 平成24年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
(収益的収入及び支出)			
埋立事業収益	287,000,000	293,894,711	
埋立事業費用	314,000,000	265,371,123	
(資本的収入及び支出)			
資本的収入	1,489,000,000	1,494,697,743	
資本的支出	1,641,542,000	1,176,075,501	

## (2) 埋立事業会計合計残高試算表

平成25年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
6,094,073,186 <sup>円</sup>	7,208,122,344 <sup>円</sup>		固 定 資 産	1,109,810,066 <sup>円</sup>	1,114,049,158 <sup>円</sup>	
429,436	4,863,194		有形固定資産	194,666	4,433,758	
6,093,643,750	7,203,259,150		投 資	1,109,615,400	1,109,615,400	
75,243,936,500	112,992,790,313	866,698,279	土 地 造 成	108,900,282	37,748,853,813	
786,679,778	786,679,778		完 成 土 地			
74,457,256,722	112,206,110,535	866,698,279	未 成 土 地	108,900,282	37,748,853,813	
12,020,489,055	18,694,312,437	4,980,228,460	流 動 資 産	4,070,181,694	6,673,823,382	
11,991,741,734	14,244,470,972	2,376,372,385	現 金 ・ 預 金	766,652,185	2,252,729,238	
1,751,321	3,195,263,341	2,250,953,351	未 収 金	2,376,372,385	3,193,512,020	
	1,199,695,300	299,919,900	有 価 証 券	899,770,300	1,199,695,300	
25,596,000	47,608,900	47,608,900	前 払 金	22,012,900	22,012,900	
1,400,000	7,273,924	5,373,924	その他流動資産	5,373,924	5,873,924	
			固 定 負 債		59,870,140,061	59,870,140,061
			前 受 金		59,453,795,061	59,453,795,061
			その他固定負債		416,345,000	416,345,000
	2,279,045,118	782,349,275	流 動 負 債	1,375,415,666	2,892,830,823	613,785,705
	2,252,729,238	766,652,185	未 払 金	1,361,690,599	2,850,782,256	598,053,018
	26,315,880	15,697,090	その他流動負債	13,725,067	42,048,567	15,732,687
			資 本 金		31,939,437,190	31,939,437,190
			自 己 資 本 金		31,939,437,190	31,939,437,190
			剰 余 金		909,632,948	909,632,948
			資 本 剰 余 金		3,108,894	3,108,894
			利 益 剰 余 金		906,524,054	906,524,054
	4,047,748	2,692,660	埋立事業収益	129,042,656	294,453,737	290,405,989
	4,047,748	2,692,660	営 業 外 収 益	129,042,656	294,453,737	290,405,989
264,903,152	268,244,123	164,722,661	埋立事業費用	3,340,971	3,340,971	
245,502,504	248,843,423	164,714,261	営 業 費 用	3,340,919	3,340,919	
19,400,648	19,400,700	8,400	営 業 外 費 用	52	52	
93,623,401,893	141,446,562,083	6,796,691,335	合 計	6,796,691,335	141,446,562,083	93,623,401,893



## 3 平成25年度予算の概要

## (1) 経營業務

埋立事業収益は、受取利息、埋立地貸付料等で279,000千円を予定している。

埋立事業費用は、一般管理に要する費用である一般管理費、清算地区施設の維持補修に要する費用である維持補修費、共通経費等一般会計への負担金である一般会計負担金等で398,000千円を予定している。

## (2) 造成事業

南部地区においては、南部地区維持管理等を予定している。

西部地区においては、西部第1貯木場跡地、西部第2貯木場跡地及び稲永第2ふ頭地先の整備等を予定している。

南5区においては、南5区維持管理等を予定している。

## (3) 平成25年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備 8,600平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋立事業	収益		279,000千円
第1項	営業	外収	益	278,970千円
第2項	特別	利益		30千円
		支 出		
第1款	埋立事業	費用		398,000千円
第1項	営業	費用		365,039千円
第2項	営業	外費	用	22,931千円
第3項	特別	損失		30千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,433,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

		収 入		
第1款	資本的	収入		486,000千円
第1項	雑	収	入	385,556千円
第2項	貸付	金返	還金	100,444千円
		支 出		
第1款	資本的	支出		1,919,000千円
第1項	南部地区	埋立事業	費用	18,900千円
第2項	西部地区	埋立事業	費用	1,541,300千円
第3項	南5区	埋立事業	費用	44,400千円
第4項	総	係	費用	282,430千円
第5項	雑	支	出	31,970千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 291,110千円

# 訓 令

## 訓令第四号

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する規程を次のように定める。

組合内一般

平成二十五年七月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する規程  
(名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正)

**第一条** 名古屋港管理組合公印取扱規程(昭和三十六年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表中	部(室)長印	部の庶務担当課の長及び企画調整室担当課長(調整担当)
を	部(室)長印	部の庶務担当課の長及び企画調整室担当課長(調整担当)
	理事印	同
		に改める。

(工事施行規程の一部改正)

**第二条** 工事施行規程(昭和三十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「室長」の下に「、理事」を加える。

(名古屋港管理組合監察規程の一部改正)

**第三条** 名古屋港管理組合監察規程(昭和四十年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項及び第四項中「室長」の下に「、理事」を加える。

(名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正)

**第四条** 名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 理事 規則別表第四に掲げる理事をいう。

第二条第十号及び第十一号の二、第七条第一項及び第三項、別表第一(共通事務)の表専任副管理者専決事項の欄第九号及び第十一号並びに部長及び室長専決事項の欄第九号並びに別表第二(個別事務)の表二総務部の表職員課の項専任副管理者専決事項の欄第二号及び第四号、部長専決事項の欄第九号並びに課長専決事項の欄第二号中「室長」の下に「、理事」を加える。

別表第二(個別事務)の表四建設部の表管理課の項専任副管理者専決事項の欄第五号中「四億円未満」を削り、同欄第六号を削り、同項部長専決事項の欄第五号中一で、かつ、変更後の金額が四億円未満」を削る。

(事務改善委員会規程の一部改正)

**第五条** 事務改善委員会規程(昭和四十年訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「担当部長」を「理事、担当部長」に改める。

(名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正)

**第六条** 名古屋港管理組合行政文書管理規程(平成二十一年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「室長」の下に「、理事」を加える。

### 附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

## 辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合副管理者		近 藤 隆 之 (6月19日)

## 議 会 事 項

6月11日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を1日と決定し、同日議事終了閉会した。  
付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- 1 議長選挙  
久野浩平 議員当選
- 2 副議長選挙  
黒川節男 議員当選
- 3 常任委員会委員の選任  
企画総務委員会

則な修み一登明一人之壽郎明子平一樹志高路き雄夫直し猛四郎章裕男  
和まむつ健正純か高公俊清正浩房宏厚義吾歩な宜晴敏ひろ丸芳節  
波田藤西藤岩藤嵩崎里野藤口橋野辺原川根塚庭田桑羽橋田場輪川  
佐山加寺佐平安堀須中坂木山高久渡藤西中石林金園高丹舟澤堀三黒

港営建設委員会

なお、委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

- |         |      |  |
|---------|------|--|
| 企画総務委員会 | 委員長  |  |
|         | 副委員長 |  |
| 港営建設委員会 | 委員長  |  |
|         | 副委員長 |  |

中安西三 里藤川輪 高正厚芳 之明志裕 可 決  
閉会中継続調査

- 4 国際競争力強化特別委員会設置について
- 5 同特別委員会委員の選任

渡 辺 房 一  
佐 波 和 則  
藤 原 宏 樹  
西 川 厚 志

山加中石寺佐林平安堀須金園高中丹坂木舟山澤堀高三黒久	田藤根塚西藤 岩藤寄崎庭田桑里羽野藤橋口田場橋輪川野	ま 義 吾 健 な お	な 修 高 路 一 登 明 一 人 雄 夫 直 之 壽 郎 猛 明 郎 章 子 裕 男 平
		丸 四	意 意 意
		清 丸	案 案 案
		正 芳 節 浩 同 同 同	可 可 可 決 決 決

- 6 副管理者選任の同意について
- 7 監査委員選任の同意について（組合議会議員）
- 8 監査委員選任の同意について（愛知県監査委員）
- 9 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 10 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 11 各常任委員会における閉会中の継続調査について
- 12 議員派遣について

## 雑 報

名古屋港管理組合副管理者山田孝嗣は、平成25年6月18日任期満了した。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

### 名古屋港管理組合